

# 冤罪・鈴鹿殺人事件 加藤映次さんを守る会

2023.3.30 第31号



1984年に日野町で酒店を経営していた女性が殺害され、金庫が奪われた事件で、強盗殺人の罪で無期懲役が確定し、75歳で獄死した阪原弘さんについて、大阪高等裁判所は2月27日、「無罪を言い渡すべきことが明らかな新証拠が見つかった」と判断し、再審開始を認める決定を出しました。これに対し、大阪高等検察庁は3月6日、決定の取り消しを求めて最高裁判所に特別抗告しました。再審は開始されないことになってしまいました。

袴田事件においては3月20日、東京高裁が再審開始を認める判断を下しました。日野町事件の特別抗告の記憶も薄れていない中で、検察がまたもや特別抗告するのではないかという不安が全国に広がりました。特別抗告を食い止めようと、多くの人が手紙やFAX、電話で抗議をし、twitterデモも広がりました。その効果もあったのでしょうか。3月27日、東京高検は抗告を断念しました。

どちらの事件も無罪を言い渡す明らかな証拠がありました。しかし、日野町事件は再審開始決定に「待った」がかかり、袴田事件は特別抗告断念により再審開始。この違いは一体何なのか。どんな裁判官に当たるか、どんな検察官に当たるかで判断が変わってしまうことを思い知らされた1ヶ月でした。法の下での平等は砂上の楼閣です。更に、何度も書きますが、ドイツでは50年以上前から、再審開始決定に対して検察は不服申し立てができない仕組みが作られています。つまり日本は50年近く遅れているのです。

袴田事件の判決文で「捜査機関による証拠捏造が疑われる」というところまで踏み込んだ再審開始決定が、すべての冤罪事件で苦しむ方々の光明となることを願ってやみません。(加藤映次さんを守る会/会長・伊藤三重男)



3月24日、三者協議に向かう弁護団と映次さんのご両親

## 無実の叫び

いつもご支援有難うございます。2023年になり、今年も皆様からたくさんの年賀状をいただきました。そのうち2通がお年玉くじで切手シートに当選。そして昨年12月に受験した危険物取扱者・乙4種の合格発表があり、無事に合格。更には昨夏に応募していた東京管内文芸作品コンクールの読書感想文部門で入賞し、優秀賞の表彰を受けました。立場的に、法務省から表彰さ